平成２６年（フ）第４９６号
北九州市小倉北区緑ケ丘２丁目11番34号　フラッツ緑ヶ丘102号
債務者　中島　信二
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今里　晋也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５３１号
北九州市小倉南区富士見２丁目４番55号　A102
債務者　子迫　勝行
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２６５号
北海道旭川市神楽岡15条３丁目３番19号
債務者　木本　　太
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松ヶ瀬雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８５４号
大阪府羽曳野市野々上５丁目404番地の21
債務者　西田　次夫
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５４１号
北九州市小倉北区金田２丁目12番18―615号
債務者　川口奈緒美
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５３６号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2567番地　アビテ　ボナール303号
債務者　髙木　真一
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福西　武夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８５２号
堺市東区北野田471番地２　ラ・フィーネ山内１号館303号
債務者　加藤　洋三
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
新潟県長岡市宮内８丁目５番23号
債務者　半藤　卓也
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１８５５号
札幌市東区北丘珠３条２丁目６番18号
債務者　工藤　三雄
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　佑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９７号
長野県北安曇郡白馬村大字北城1284番地７
債務者　武田　　守
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５５１号
北九州市若松区大字頓田3037番地３
債務者　安藤　憲治
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　勇治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５５２号
北九州市若松区大字頓田3037番地３
債務者　安藤　重子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　勇治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３２号
長野市丹波島１丁目683番地３
債務者　岩渕誠一郎
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木恵里子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５８号
京都市山科区西野後藤１番地の69
債務者　木原　茂明
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原伸児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９２号
長崎県諫早市高来町折山104番地、前住所長崎県諫早市下大渡野町1625番地
債務者　横尾　政晴
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　伊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１２０６号
東京都千代田区富士見２丁目11番13号
破産者　株式会社ライフデザイン
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４５０号
東京都足立区南花畑５丁目20―13　ディアコート南花畑弐番館201
破産者　山口昇一郎
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２２２号
東京都江東区石島６―３―101
破産者　太田　晴康
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９６７号
東京都北区西が丘２丁目20―16　大坂方
破産者　福田　英次
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部